

千葉の労働関係情報誌

労政ちば

TOPICS 第53回千葉県勤労者美術展が開催されました！

去る9月12日から7日間にわたり千葉県立美術館において千葉県勤労者美術展が開催されました。

最終日の9月18日に表彰式が執り行われ、応募総数165名 作品数193点（絵画113点・書26点・写真54点）の中から厚生労働大臣表彰3名、特選として千葉県知事・千葉県労働者福祉協議会会長賞、千葉テレビ放送社長賞、千葉県立美術館長賞、千葉日報社長賞、その他準特選、奨励賞の受賞がありました。

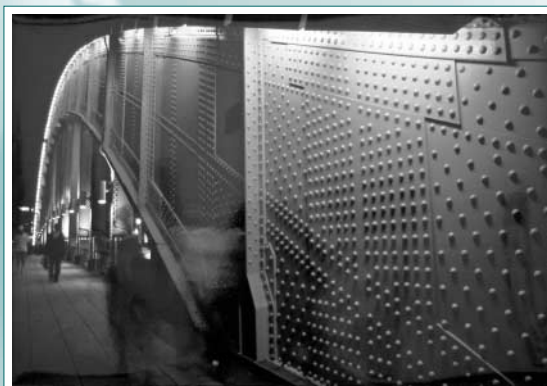
この美術展は、勤労者が余暇を利用して創作した美術作品の発表の場を提供することによって勤労者の教養を高め文化の向上を図ることを目的として毎年開催されています。

受賞作品

厚生労働大臣表彰 ▶
絵画の部「朝市の女」
大岩 成吉さん



厚生労働大臣表彰
書の部「高青邱詩」
伊東 花梨さん



◀厚生労働大臣表彰
写真の部「永代橋」
加藤 道太郎さん

INDEX

TOPICS	1	講習会・講座	10
INFORMATION	4	内閣府「再チャレンジ支援地域 モデル事業」グループワーキング	12
労働相談センターQ A	5		
千葉県労働委員会だより	8		

No.509

11

nov 2006

11月は「賃金不払残業解消キャンペーン月間」です。

厚生労働省においては、平成17年4月から平成18年3月までの1年間に、全国の労働基準監督署が割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を、別添のとおり取りまとめました。

賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は

全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいう。いわゆるサービス残業のこと。）の解消については、平成13年4月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定し重点的に監督指導を実施しているものです。

監督指導による賃金不払残業の是正結果

平成17年度は約233億円

賃金不払残業に係る是正支払の状況

1. 対象事案

平成17年4月から平成18年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払いになっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、その支払額が1企業当たり合計100万円以上となったもの。

2. 割増賃金の是正支払の状況

是正企業数は1,524企業、対象労働者数は167,958人、支払われた割増賃金の合計額は232億9,500万円である。企業平均では1,529万円、労働者平均では14万円である（表1）

そのうち、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案をみると、是正企業数は293企業（全体の19.2%）、対象労働者数は106,790人（全体の63.6%）、支払われた割増賃金の合計額は196億1,494万円（全体の84.2%）である。企業平均では6,695万円、労働者平均では18万円である（表2）

（表1）100万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	353	41,819	674,719
鉱業	2	15	418
建設業	113	14,601	195,662
運輸交通業	55	3,531	26,143
貨物取扱業	7	168	1,478
農林業	2	73	517
畜産・水産業	1	3	148
商業	465	40,796	427,100
金融・広告業	83	25,991	494,803
映画・演劇業	6	583	9,229
通信業	10	1,002	8,091
教育・研究業	38	4,889	64,904
保健衛生業	89	7,591	62,565
接客娯楽業	129	11,753	204,520
清掃・と畜業	22	1,204	9,910
官公署	0	0	0
その他の事業	149	13,939	149,293
計	1,524	167,958	2,329,500
		1企業平均額	1,529
		1労働者平均額	14

（注）対象事案は、平成17年4月から平成18年3月までの間に、定期監督及び申告処理において割増賃金の不払に係る指導の結果、合計100万円以上の割増賃金の是正支払がなされたもの

（表2）1,000万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	56	24,421	585,479
鉱業	0	0	0
建設業	27	11,905	169,856
運輸交通業	6	1,248	9,642
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	92	23,355	319,541
金融・広告業	33	23,032	477,813
映画・演劇業	2	85	8,100
通信業	3	709	5,945
教育・研究業	11	4,077	57,076
保健衛生業	11	2,008	34,570
接客娯楽業	20	6,529	177,149
清掃・と畜業	3	307	4,451
官公署	0	0	0
その他の事業	29	9,114	111,872
計	293	106,790	1,961,494
		1企業平均額	6,695
		1労働者平均額	18

（注）対象事案は、平成17年4月から平成18年3月までの間に、定期監督及び申告処理において割増賃金の不払に係る指導の結果、合計1,000万円以上の割増賃金の是正支払がなされたもの

<参考>

平成13年4月から平成18年3月までの5年間における状況

是正企業数は5,161企業、対象労働者数は666,917人、支払われた割増賃金の合計額は851億5,997万円である。企業平均では1,650万円、労働者平均では13万円である（表3）

そのうち、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案をみると、是正企業数は1,035企業（全体の20.4%）、対象労働者数は454,135人（全体の69.6%）、支払われた割増賃金の合計額は716億7,645万円（全体の84.2%）である。企業平均では6,925万円、労働者平均では16万円である（表4）

3. 業種別等の状況

企業数では商業、対象労働者数及び支払われた割増賃金額では製造業が最も多くなっている。

1 企業での最高支払額は、22億9,700万円（製造業）で、次いで21億4,000万円（金融・広告業）、8億2,496万円（建設業）の順である。



(表3) 100万円以上の割増賃金の是正支払状況

企 業 数	H13.4～H14.9	613
	H14.10～H15.3	403
	H15.4～H16.3	1,184
	H16.4～H17.3	1,437
	H17.4～H18.3	1,524
	計	5,161
対象労働者数（人）	H13.4～H14.9	71,322
	H14.10～H15.3	63,873
	H15.4～H16.3	194,653
	H16.4～H17.3	169,111
	H17.4～H18.3	167,958
	計	666,917
是正支払額（万円）	H13.4～H14.9	813,818
	1 企業平均額	1,328
	1 労働者平均額	11
	H14.10～H15.3	723,899
	1 企業平均額	1,796
	1 労働者平均額	11
	H15.4～H16.3	2,387,466
	1 企業平均額	2,016
	1 労働者平均額	12
	H16.4～H17.3	2,261,314
	1 企業平均額	1,574
	1 労働者平均額	13
	H17.4～H18.3	2,329,500
	1 企業平均額	1,529
	1 労働者平均額	14
	計	8,515,997
	1 企業平均額	1,650
	1 労働者平均額	13

(表4) 1,000万円以上の割増賃金の是正支払状況

企 業 数	H13.4～H14.9	119
	H14.10～H15.3	89
	H15.4～H16.3	236
	H16.4～H17.3	298
	H17.4～H18.3	293
	計	1,035
対象労働者数（人）	H13.4～H14.9	43,911
	H14.10～H15.3	47,022
	H15.4～H16.3	147,660
	H16.4～H17.3	108,752
	H17.4～H18.3	106,790
	計	454,135
是正支払額（万円）	H13.4～H14.9	597,597
	1 企業平均額	5,022
	1 労働者平均額	14
	H14.10～H15.3	619,757
	1 企業平均額	6,964
	1 労働者平均額	13
	H15.4～H16.3	2,102,737
	1 企業平均額	8,910
	1 労働者平均額	14
	H16.4～H17.3	1,886,060
	1 企業平均額	6,329
	1 労働者平均額	17
	H17.4～H18.3	1,961,494
	1 企業平均額	6,695
	1 労働者平均額	18
	計	7,167,645
	1 企業平均額	6,925
	1 労働者平均額	16

中小企業事業主の皆さん
退職金づくりを国がお手伝いします。
この機会に退職金制度をご検討ください

- 1 事業主が勤労者退職金共済機構（機構）・中退共と退職金共済契約を結びます。
- 2 事業主が毎月の掛金を金融機関に納付します。
- 3 従業員が退職したときは、その従業員に機構・中退共から退職金が直接支払われます。

中退共制度のしくみ

加入条件

	一般業種 (製造・建設業等)	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下
又は				
資本金・出資金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下

ただし、個人企業の場合は常用従業員数によります。

退職金制度の重要性

- 1 優秀な人材確保のために
- 2 退職後の安定生活の資金として
- 3 仕事への意欲が生産性を向上
- 4 制度化で信頼関係を築く
- 5 法律で定められている

掛金の種類（円）

5,000	6,000	7,000	8,000
9,000	10,000	12,000	14,000
16,000	18,000	20,000	22,000
24,000	26,000	28,000	30,000
短時間労働者の特例掛金月額（円）			
2,000	3,000	4,000	

中退共制度の特色

- 1 掛金の一部を国が助成します。
 - (1) 新しく中退共制度に加入する事業主に掛金月額の1/2（従業員ごと上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、国が助成します。
 - (2) 18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。
- 2 掛金は全額非課税です。
- 3 掛金は口座振替です。
- 4 加入前の勤務期間を通算できます。
- 5 転職しても通算できます。

*詳しくは「中退共のパンフレット」をご覧ください。

退職金

退職金は、基本退職金と付加退職金を合算した額です。

- (1) 基本退職金は、掛金月額と納付月数に応じて定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1.0%として設定し、定められた金額です。
- (2) 付加退職金は、運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。

ただし、掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となり、3年7か月から掛金相当額を上回る額になります。

退職金の一時払い・分割払い

退職金の受領方法には、一時払いのほか、退職日に60歳以上・退職金額が一定額以上のときは、本人の希望により分割、併用で受け取れる方法もあります。

中退共制度は適格退職年金（適年）制度からの移行先です。

確定給付企業年金法の施行に伴い、適年制度は、平成24年3月31日までに他の制度に移行するなどの対応が必要となり、中退共制度はその移行先の一つとなりました。移行できる企業は、平成14年4月1日の時点で適年契約を締結している企業で、中退共制度への移行を理由に契約を解除し、期間内に新たに中退共制度に加入する企業となります。移行に関することは、本部または東京相談コーナーにご相談ください。

加入など、制度についてのご相談は...

中退共本部 ☎ 03 - 3436 - 0151（代表）
中退共 東京相談コーナー ☎ 03 - 3436 - 4351

制度内容資料のご請求は...

千葉県商工労働部雇用労働課 ☎ 043 - 223 - 2738



労働相談Q & A

労働相談は「千葉県労働相談センター」へ

今月のQ & Aは「賃金未払い」についてご紹介します。

Q 1：サービス残業についてお伺いします。

私の会社の労働時間は、自己申告制で何時間残業をしても、一定時間を上限時間として切られてしまいます。実際は50時間以上やっていると思います。

この一定時間以上についての残業代は請求できるのでしょうか

A：賃金不払い残業は、労働基準法に違反し、労働者の士気、健康に与える影響からもあってはならないものです。現状を見ると労働時間の把握に関し、自己申告制の不適正な運用など、使用者が適正に労働時間を管理していないことを原因とする割増賃金の不払いなどの相談もあります。

自己申告制は労働者が始業時刻、終業時刻、あるいはただ単に労働時間を自ら記録して提出する方法ですがサービス残業の温床となっています。本来はタイムカードによる適切な労働時間の管理が必要です。

厚生労働省も労働局長名で「賃金不払残業総合対策要綱」を平成15年5月23日付けで発表しています。又「賃金不払残業解消キャンペーン月間」等も実施しています。

従って、時間外労働や休日労働をした場合には、当然、割増賃金請求権が発生します。

Q 2：労働契約解約時の賃金未払いについてお伺いします。

パートとして働いていましたが、突然、明日からこなくてもいいと言われました。

この場合、解雇予告手当がもらえると言いましたが、事業主は無視しています。

解雇予告手当は、どのくらいもらえるのですか。

また、解雇予告手当をもらうためには、どのようにしたらよいのでしょうか。

A：労働基準法は、原則として突然の解雇を禁止しています。

そのため、事業主は少なくとも30日前に本人に予告するか、又は、平均賃金の30日分を解雇予告手当として支払うことを義務付けています。（労基法20条）

平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間に、その労働者に対し支払われた賃金の総額（基本給、家族手当、通勤手当、精勤手当、時間外手当等）を、その期間の総日数で割った金額です。（労働法12条）

つまり、労働者の1日当たりの賃金ということができます。

従って、1日当たりの賃金×30日が解雇手当となります。

事業主に解雇予告手当の支払いを求めて下さい。

無視された場合は、事業所を管轄する総合労働相談コーナーに相談してください。

Q 3：倒産時の賃金未払いについてお伺いします。

会社が倒産してしまいましたが、未払い賃金を払ってもらう方法がありますか。

A：独立行政法人労働者健康福祉機構（TEL：044 - 556 - 9881）の「未払賃金の立替払制度」があります。

この制度は、企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者に、未払い賃金の8割（退職時の年齢と金額に上限有り）を事業主に代わって支払う制度です。

立替払いを受ける要件

労災保険に加入している企業で、かつ1年以上事業活動を行っている企業に、労働者として雇用され、企業の倒産に伴い退職したが「未払い賃金」が残っていること。

事業主が裁判所に破産の申し立てをした場合、又は労働基準監督署長が倒産の事実を認定した日の6ヶ月前から2年の間に当該企業を退職した人。

立替の対象となる未払い賃金

退職日の6ヶ月前の日から、労働者健康福祉機構に対する立替払い請求の前日までの間に支給期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であり、未払いとなっているもの。



労働相談窓口のご案内については次ページをご覧ください。

千葉県労働相談窓口を ご利用ください

「千葉県労働相談センター」では、

- 賃金不払いや解雇
- セクハラ
- 労働時間・休日・休暇
- 配置転換・出向
- 労働条件の不利益変更
- メンタルヘルスや健康管理

など、雇用に伴うトラブル等の労働問題全般について、問題解決に向けた具体的なアドバイスを無料で行っています。

秘密は厳守されますので、労働問題でお悩みの労働者、使用者をはじめ、県民の皆様、是非ご活用下さい。

秘密厳守

また、労働問題のうち民事関係の問題でお悩みの方のために弁護士による特別労働相談（要予約）を行っております。

相談は無料、プライバシーは厳守ですので、安心してご利用ください。

一般労働相談

- 毎週月～金曜日（土日、祝日、年末年始を除く）
- ・午前9時から午後5時まで（面接又は電話）
- ・午後5時から午後8時まで（電話）

特別労働相談

- 毎月原則第1・2・4金曜日
- 午後1時から4時弁護士による面接相談（予約制）

問い合わせ先

千葉市中央区市場町1-1
（県庁本庁舎2階）
千葉県労働相談センター
電話 043-223-2744

千葉県 と ろうきん のうれしい提携制度 労働者福祉資金融資制度

千葉県 と ろうきん が提携して

1. 中小企業にお勤めの方
2. 中小企業にお勤めの方で、育児・介護休暇中の方
3. 離職中の方 の
うるおいのある生活づくりをお手伝いします。
提携融資 ならではの魅力ある低利な融資制度です。

ご利用資格

1. 中小企業労働者生活安定資金

1. 中小企業（下表1参照）にお勤めの方
2. 1年以上同一の事業所に雇用されていて、年間所得が150万以上の方
3. 県内の同一住所に1年以上居住し、世帯の生計を維持している方

2. 育児・介護休業者生活安定資金

1. 中小企業（下表1参照）にお勤めの方
2. 1年以上同一の事業所に雇用されていて、年間所得が150万以上の方
3. 育児休業等保育または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成7年法律第107号）に基づく育児休業・介護休業中の方
4. 県内の同一住所に1年以上居住している方

3. 離職者生活安定資金

1. 会社の都合または自己都合により離職している方
2. 離職時に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条に規定する失業給付受給資格を有する方で、現にその申請を行った方
3. 労働の意思及び能力を有し、現に求職活動を行っている方で離職後18ヶ月以内の方
4. 県内に1年以上居住し、世帯の生計を維持している方

【表1】

業種区分	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

制度内容

千葉県ろうきんがゆとりある生活づくりをお手伝いいたします。

	中小企業労働者生活安定資金	育児・介護休業者生活安定資金	離職者生活安定資金
資金使途	療養費または分娩費・冠婚葬祭費・養育費・火災または事故による損失に充てる費用・住宅の補修費・その他知事が必要と認める生活に伴う臨時の出費に要する費用。	育児・介護休業期間中の生活資金。(育児・介護休業による賃金の減少により生活上必要とする資金)	融資対象者およびその扶養家族が必要とする生活安定資金。一般:基本的な生活を維持するために日常的に必要とする資金 特別:中小企業労働者生活安定資金と同じ
融 資 額	100万円以内	50万円以内 (育児・介護休業の期間3か月以下の場合) 100万円以内 (育児・介護休業の期間3か月超の場合)	30万円以内(一般資金) 20万円以内(特別資金) *限度額は一般と特別併せて50万円以内
金 利 (固定金利)	年2.2% (別途保証料要)	年1.9% (別途保証料要)	年1.5% (別途保証料要)
返 済 期 間	5年以内	5年以内 (育児・介護休業期間中は据え置き、その据え置き期間を含む)	3年以内 (3か月の据え置き期間を含む)
返 済 方 法	元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済	元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済	元利均等月賦返済
担 保	不要	不要	不要
保 証	日本労信協の保証(別途0.8%の保証料が必要・上記融資金利に上乘せとなります。) 離職者生活安定資金については、日本労信協の保証の他に千葉県内在住の連帯保証人1名が必要となります。		

※融資のご利用に際しては、お申込後、中央ろうきん所定の審査があります。審査結果によっては、融資のご希望に添えない場合があります。

融資条件など詳しくは、右記の
〈千葉県く・お近くの中央ろうきん各支店へ
お問い合わせください。〉

● 千葉県 ●

千葉県商工労働部雇用労働課 ☎ 043-223-2738

● 中央ろうきん千葉県内・支店一覧 ●

千葉支店 ☎ 043-251-5161	木更津支店 ☎ 0438-25-5511
野田支店 ☎ 04-7125-2525	成田支店 ☎ 0476-24-2211
市川支店 ☎ 047-376-3311	千葉南支店 ☎ 043-247-6666
銚子支店 ☎ 0479-22-8484	八千代支店 ☎ 047-486-2525
館山支店 ☎ 0470-22-1111	柏支店 ☎ 04-7163-4567
茂原支店 ☎ 0475-23-6611	成東支店 ☎ 0475-82-4111
船橋支店 ☎ 047-434-2784	千葉県庁前支店 ☎ 043-221-5311
松戸支店 ☎ 047-365-8185	幕張支店 ☎ 043-274-5111
市原支店 ☎ 0436-21-2181	津田沼支店 ☎ 047-403-6070

千葉県労働委員会だより

よくある質問Q&A

『今月は、労働委員会によく寄せられる質問を紹介します。』

労使双方に共通する質問

Q. 労働委員会は、どのようなことをしているところですか？

A. 労働委員会は、労働者と使用者の間で紛争が起こった場合、公平な第三者として、労使間の仲立ちをし、調整・解決をするお手伝いをしている県の行政機関です。労働委員会の利用は無料で、秘密は厳守します。

なお、機能としては、下記の2つがあります。

調整機能

労働争議のあっせん・調停・仲裁や個別的労使紛争のあっせんを行います。

特にあっせん(個別的労使紛争のあっせんも含む)は、裁判より簡易な方法なので、迅速な解決が望めます。

審査・判定機能

不当労働行為の救済申立てについて審査・判定を行います。不当労働行為があったと認定すれば、救済命令(不当労働行為がなかった状態に戻すよう命令)を発します。

Q. 労働委員会は三者構成が特徴と聞きました。三者構成とは何ですか？

A. 労働委員会は、下表のように、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者同数(各5名)の委員で構成されており、これを『三者構成』といいます。この三者が協力して紛争の解決にあたっています。

委員構成	委員の性格
公益委員	公益を代表する者 (大学教授・弁護士など)
労働者委員	労働者を代表する者 (労働組合の役員など)
使用者委員	使用者を代表する者 (企業経営者・使用者団体役員など)

Q. あっせんや不当労働行為の救済申立てについて、もっと詳しく知りたいのですが。

A. まずは、労働委員会にお気軽にお問い合わせください。また、労働委員会のホームページにも以下のとおり、制度内容や手続き等を詳しく掲載していますので、ご参照ください。

申請等をする場合は、ホームページから、申請書等の様式をダウンロードできますし、ご希望により申請書等の郵送もいたします。

千葉県労働委員会ホームページをぜひご覧ください!!

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html>

掲載内容・所在地のご案内

- ・労働委員会の概要
- ・労働争議の調整
- ・争議行為の予告通知
- ・個別的労使紛争のあっせん
- ・不当労働行為の審査
- ・労働組合の資格審査
- ・第41期千葉県労働委員会委員名簿
- ・千葉県労働委員会あっせん員候補者名簿
- ・労働委員会の仕事Q&A
- ・労働委員会の手引
- ・申請書等のダウンロード
(Word、一太郎、PDF形式に対応)
- ・申請書等の記載例
- ・関係機関へのリンク



労働者側から多い質問

Q. 労働委員会は労働組合と会社の争いを扱うところと思っていたのですが、個々の労働者でもあっせん申請ができると聞きました。本当ですか？

A. 労働委員会は、もともとは労働組合と使用者の間の紛争(「集団的労使紛争」といいます。)を扱う機関でした。

しかし、近年の労働情勢の変化により、個々の労働者と使用者の間で労働問題に関する紛争(「個別的労使紛争」といいます。)が急増していることから、千葉県では、平成14年1月から『個別的労使紛争のあっせん』制度を開始しています。

このため、現在では、個々の労働者の方でも労働委員会にあっせんの申請をすることができます。

Q . 個別的労使紛争あっせんでは、どのようなトラブルを扱ってくれるのですか？

A . 例えば、解雇・賃金・配置転換等労働問題に関するトラブルであれば、基本的にはほとんど扱います。

しかし、相談の内容が、時間外勤務手当の未払いなど労働基準法違反の疑いがあり、それについて是正を求めような場合は、労働基準法の行政監督機関である労働基準監督署に相談されるようご案内しています。

また、千葉労働局でも個別労働関係紛争について助言・指導やあっせんを行っています。

取り扱う機関によって紛争解決の仕組みに違いがありますので、各機関の特徴をよく検討したうえでお選びください。(労働委員会の特色：無料、簡易迅速、公労使のあっせん員によるきめ細かいあっせん)

Q . あっせんの申請書や不当労働行為の救済申立書は郵送してもいいのですか？

A . 迅速な紛争解決の処理のため、原則的には、紛争の当事者に、直接労働委員会に持って来ていただくようお願いしています。

郵送も可能ですが、その後、改めて事務局からご連絡をし、紛争に至った経緯を伺ったり、書類の確認等をさせていただきます。

Q . 労働委員会を利用するのにお金はかかりますか？

A . あっせん、不当労働行為の救済申立て、労働組合の資格審査等を含め、労働委員会の利用にお金はかかりません。

Q . 仕事の都合でなかなか休みはとれません。17時を過ぎたら、対応してくれないのですか？

A . 基本的には平日の9時～17時の間をお願いしていますが、ご要望があれば17時以降も対応いたします。なお、あっせんの開催時間については、ご希望に添うよう努力しておりますので、ご相談ください。

労働者が解雇された後に加入した合同労組からの団体交渉の申し入れを、使用者は、正当な理由なく拒否することはできません。

Q . 組合があっせんを申請しました。使用者はあっせんに応じることも、応じないこともできると聞きましたが、あっせんに応じない場合は、調停や仲裁になるのですか？

A . 使用者があっせんに応じなかったことにより、自動的にあっせんから調停・仲裁に移行することはありません。調停や仲裁を行うには、改めて申請が必要となります。

その他

Q . 労働委員会はどこにあるのですか？

A . 千葉県労働委員会事務局は、千葉県庁南庁舎から、平成18年2月に、千葉県庁都町庁舎（旧対がん協会・結核予防会）へ移転しました。

住所：千葉市中央区都町1-1-20



使用者側から多い質問

Q . 解雇した従業員が社外の労働組合に入り、団体交渉を申し入れてきました。団体交渉に応じなければならないのですか？

A . 解雇した従業員でも、解雇や退職金等労働関係に関して争いが生じている場合には、使用者として問題の解決にあたらなければなりません。

一定の地域あるいは全国規模で、職業や産業に関係なく、または職業別若しくは産業別に企業の枠を超えて組織化された労働組合を「合同労組（ごうどうろうそ）」といいます。

問い合わせ先

千葉県労働委員会事務局

〒260-0001 千葉市中央区都町1-1-20
Fax 043-231-4055

労働争議の調整(あっせん等) 個別的労使紛争のあっせん 争議行為の予告通知	調整課 ☎ 043-231-2131
不当労働行為の救済申立て 労働組合の資格審査	審査課 ☎ 043-231-2132

雇用・能力開発機構千葉センター講習会 12月・1月

現在受講者を募集中の講習会（セミナー）です。

受講を希望される方は、当センター訓練第二課までご連絡ください。（TEL 043 - 422 - 4622）

- ・受講者が一定数に満たない場合は中止となる場合があります。
- ・中止の決定は、開講日の2週間前までに行います。

講習時間は、9：10～15：50（1日6Hの場合）です。

コース番号	コース名	受講料	開催日程
E3001	実践電気技術	¥ 10,000	12/5, 6, 7
IP03B	ASP.NETプログラミング導入技術（VB.NET編）	¥ 9,000	12/5, 6, 7
W0303	TIG溶接技能クリニック（ステンレス編）	¥ 14,000	12/5, 6, 7
E2501	PLC制御（ACサーボモータによる位置決め制御）	¥ 9,500	12/6, 7
M1403	マシニングセンタ加工技術	¥ 14,000	12/12, 13, 14, 15
IJ03B	Java応用技術（JSP・Servlet・JavaBeans編）	¥ 9,000	12/13, 14, 15
M0803	旋盤加工（外径・中ぐり・溝入れ編）	¥ 12,000	1/9, 10, 11
M0903	旋盤加工（テーパ・ねじ切り・ローレット編）	¥ 12,500	1/16, 17, 18
IP04A	C#導入技術	¥ 9,000	1/17, 18, 19
IP05A	ADO.NETプログラミング導入技術（C#編）	¥ 9,000	1/31, 2/1, 2

【お問合せ・会場・資料請求先】

雇用・能力開発機構千葉センター 訓練第二課
 〒263 - 0004 千葉市稲毛区六方町274番地
 TEL 043（422）4622、FAX 043（304）2132

ee

再就職を目指す方々へ

再就職を希望する方々を対象とした3ヶ月間及び6ヶ月間の職業訓練を行っております。技能・技術を身に付けて再就職を希望される方々は、是非この機会をご利用ください。

なお、この講習の申込は、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）職業相談窓口まで

【お問合せ・会場・資料請求先】

雇用・能力開発機構千葉センター 訓練第一課
 〒263 - 0004 千葉市稲毛区六方町274番地
 TEL 043（422）4810、FAX 043（422）2724

当ページに掲載した内容及びその詳細については、ホームページでご覧いただけます。
<http://www.ehdo.go.jp/chiba/cnt-chiba/index.html>

交通のご案内

- ・JR稲毛駅（東口）からバスをご利用の場合 2番乗り場 京成バス山王町行（約25分）
 ヴィルフォーレ稲毛 下車 徒歩（約10分）
- ・JR西千葉駅（東口）からバスをご利用の場合 3番乗り場 京成バス山王町（草野車庫）行（約25分）
 愛生町 下車 徒歩（約5分）
- ・JR四街道駅（北口）からバスをご利用の場合 4番乗り場 千葉内陸バス草野車庫行（約15分）
 技能センター入口 下車 徒歩（約5分）

駐車場

駐車スペースは、十分にあります。

ちば仕事プラザ各種講座 12・1月

ちば仕事プラザ(テクノピラミッド)は、千葉県の委託を受け、勤労者、求職者の方々をはじめ広く県民の皆様に多様な学習機会を提供しております。

テクノアカデミー講座(能力開発総合大学講座) 【申込方法】電話・FAX・Eメールでお申し込み下さい。

- ・学部入学.....受講料 30,000円(15講座:ビジネス学部・人材開発学部)
- ・4講座受講.....受講料 10,000円(4講座をまとめて申し込む場合)
- ・単独講座.....受講料 3,000円(1講座ごとに申し込む場合)

12・1月の講座

講座名	開講日・時間	講座名	開講日・時間
メンタルヘルスに打ち勝つ方法～今日から実践!心と体のエネルギーを高めるエクササイズ～(人材開発学部)	12/14(木) 13:30～16:30	顧客心理とマーケティング～消費者に視点をあてた企業戦略～(ビジネス学部)	12/15(金) 13:30～16:30
フリーランス・マインドで成功する転職・再就職(人材開発学部)	1/18(木) 13:30～16:30	知的財産を確立し、企業の活力を増強しましょう。知的創造が明日の活力の源に!(ビジネス学部)	1/19(金) 13:30～16:30

能力開発講座 【申込方法】電話でお申し込み下さい。(随時受付・先着順)

仕事に生きる実務能力養成講座

講座名	開講日・時間	定員・受講料等
チームリーダー実践力養成講座	1/20(土)9:30～16:30	30名 8,000円
社内教育インストラクター養成講座	1/28 2/4, 18, 25 3/4(日)10:00～16:00	30名 24,000円

各種技能、資格取得対策講座

講座名	開講日・時間	定員・受講料等
簿記検定3級受験対策6日間速習講座	12/3, 10, 17 1/14, 28 2/4(日) 10:00～16:00	30名 23,000円
宅地建物取引主任者受験基礎講座	12/9, 16 1/13, 20, 27 2/3, 17, 24 3/3, 10, 17, 24(土)13:30～16:30	40名 31,000円
パソコン財務会計主任者試験2級対策講座	12/9, 16 1/13, 20(土)10:00～16:00	24名 26,000円
年金アドバイザー3級受験対策講座	12/10, 17 1/14, 28 2/4(日) 10:00～16:00	24名 24,000円

パソコン講座

講座名	開講日・時間	定員・受講料等
パソコン入門講座 ～基礎からデジタルカメラの活用まで～	12/5, 6, 7, 8(火・水・木・金)10:00～16:00	15名 22,500円
ワード基礎講座	1/13, 14, 20, 21(土・日)10:00～16:00	15名 19,600円
アクセス基礎講座	1/27, 28 2/3(土・日)10:00～16:00	15名 19,600円

企業等受託講座 【申込方法】電話でお申し込み下さい。

企業やあなたのニーズに応える講座をコーディネートします。

従業員の職業能力の開発・向上をお考えの事業主・団体の方々が必要としている各種教育訓練を、ご相談のうえ企画し実施します。個々の業種・業務形態に応じ「必要な時」「必要なテーマ」での研修訓練がすすめられ、従業員の自己啓発や職場の活性化にもつながります。

【会場・お問い合わせ・資料請求】

- ちば仕事プラザ** 〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10
TEL 043(274)7771 FAX 043(274)7775
HP <http://www.techpyra.jp/> Eメール FJP40347@nifty.com
休館日 月曜・祝日
- 交通のご案内**
- ・JR総武線・京成電鉄「幕張本郷駅」からバス利用の場合
6番乗り場 京成バス学園循環(市町村アカデミー経由)で約10分
「市町村アカデミー」下車徒歩3分
 - ・JR総武線「幕張駅」から徒歩25分
 - ・JR京葉線「海浜幕張駅」から徒歩25分
 - ・京成電鉄「幕張駅」から徒歩20分
- 駐車場** ・70台収容可能(無料)

実施中!!

「子育てお母さん再就職支援センター」で開催します。

内閣府「再チャレンジ支援地域モデル事業」グループワーキング

カリキュラム

全8日間コース/各回先着30名です。(各日とも10時~12時)

(講座、託児とも無料です。)

	実施内容	日程 (第3回)	講師	日程 (第4回)	講師
1	自分探し編 (オリエンテーション) ・再チャレンジに当たって ・今の雇用情勢や、様々な再チャレンジの方法を紹介、適職診断など	10/26 (木)	千代田先生	12/19 (火)	栗原先生
2	自分探し編 (グループワーキング) ・5人程度のグループを構成 ・現在の状況や、再チャレンジの希望について発表する ・自分なりのプラン作成	11/2 (木)	千代田先生	12/22 (金)	栗原先生
3	事例研究編 (成功事例の研究) ・起業、企業への再就職などの再チャレンジを成功させた女性たちの事例を紹介	11/10 (金)	平山先生	12/26 (火)	佐山先生
4	事例研究編 (企業研究) ・「企業見学」として、子育てお母さんを応援する企業に訪問	11/17 (金)	(株)千葉興業銀行	1/9 (火)	(株)千葉興業銀行
5	就職準備編 (税金・法律) ・働く女性にとって重要な税金・法律等とは	11/24 (金)	鈴木先生	1/12 (金)	鈴木先生
6	就職準備編 ・履歴書/職務経歴書の書き方について	11/30 (木)	千代田先生	1/16 (火)	栗原先生
7	就職準備編 ・模擬面接/求人情報の見分け方	12/7 (木)	千代田先生	1/19 (金)	栗原先生
8	まとめ (プラン発表) ・各人の再就職プランの発表、個別セミナーや講義の紹介 ・グループワーキングに関するアンケート 等	12/14 (木)	千代田先生	1/23 (火)	栗原先生

講師プロフィール



千代田 真紀先生

(有)キャリアステージ代表取締役。米国CCE, Inc.認定 GPDF-Japanキャリアアカウンセラー(厚生労働省認定資格) 秋田県出身、共立女子短期大学文科英語専攻卒。フライトアテンダント、プロ司会、人事採用(面接担当)、派遣コーディネーターを経て2003年からキャリアアカウンセラー。学生・一般求職者・教師を対象に、進路や就職・就業に関するサポート全般、およびキャリア教育関連をテーマに各種講演やセミナー講師として活動している。また、企業を対象とした新人社員マネージャー研修やフォロー研修等も行い、幅広く活躍中。



栗原 知女先生

1982年、早稲田大学第一文学部卒。編集プロダクションに3年半勤務の後、フリーランスライターとして独立。就職情報誌や人事専門誌などで、就職、転職、独立開業、資格取得など女性のキャリアとライフプランに関する記事を執筆。シニア産業カウンセラーとして、キャリア相談を行うほか、(財)21世紀職業財団主催のRe・Beワークセミナーや各地の再就職セミナーの講師を務める。



佐山 陽子先生

アサンテサーナカフェ店主&WWB/ジャパン WWB/ジャパンにて起業スクールの企画・運営、起業支援の会計代行サービスや相談業務を経験。2005年7月より東京・恵比寿にて国産の有機野菜や雑穀など素材・調味料にこだわった「アサンテサーナカフェ」の運営をスタート。お客様が元気になるメニューを提供している。カフェ運営の経験を活かし、各地の起業スクールで講師を務めながら、カフェの場を使って、起業を目指すスクール卒業生の商品試食会や上級会など各種イベントを開催。講演やアドバイスをだけでなく、チャレンジの場を提供することで、起業を目指す人を応援している。家庭においては3児の母。



平山 喬恵先生

株式会社アクティブブレインズ代表取締役。千葉県立千葉高等学校卒、国立千葉大学卒(社会学専攻)。1983年に(株)テストプロジェクトに入社。その後、休職しアメリカへ留学。帰国後の1987年に(株)村井ニットに入社。1998年に国土交通省・日本経済新聞社主催の「SOHOビジネスアイデアコンテスト」佳作受賞。浦安CATV/パソコン教室講師としてレギュラー出演。2001年、(財)千葉市産業振興財団理事に就任。2005年内閣府より、「女性のチャレンジ支援費」を受賞。



鈴木 義久先生

1966年立教大学経済学部経済学科卒。卒業後、2000年まで、電機メーカー、証券サービス会社にて、人事・採用業務を担当。2000年4月から、(財)21世紀職業財団千葉事務所 雇用管理アドバイザーを務め、「雇用管理改善セミナー」「雇用管理者研修」「業種別使用者会議」「再就職支援セミナー」「短時間労働者ガイダンス」「短時間労働電話相談」などを担当。2004年4月から、再就職支援コンサルタントとして、求職・面接の仕方、法律・社会保険・税金の制度などの講演を行うとともに、県内各地で、再就職支援セミナーの講師を務める。

グループワーキングのお申し込みは...

TEL.043-223-2743

(千葉県商工労働部雇用労働課)

ご希望の方は「託児」もお受けします。(要予約、人数制限あり。)